破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７０号
函館市湯川町２丁目43番15号
債務者　相田　英子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第８号
岩手県一関市藤沢町黄海字町裏310番地１
債務者　佐々木ドルシー
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第２３１号
埼玉県川口市芝下３丁目41番８号
債務者　中村　博子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号
新潟県長岡市石動南町42番地１、前住所新潟県長岡市雲出町1622番地
債務者　井上　ハマ
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
新潟県長岡市緑町３丁目40番地１―307、前住所新潟県長岡市雲出町1622番地
債務者　井上　直行
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
新潟県長岡市西宮内２丁目65番地、前住所新潟県長岡市豊２丁目２番10号
債務者　藤井　裕子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第５２０号
名古屋市名東区代万町３丁目11番地　アーバンラフレ虹ヶ丘中６号棟203号
債務者　前川　輝枝
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
岡山県倉敷市玉島乙島5165番地３
債務者　山口あかね（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
さいたま市中央区下落合４丁目12番19号、旧住所さいたま市中央区下落合７丁目11番１号
債務者　軽部　政曄
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４８号
埼玉県久喜市本町１丁目10番11号　コーポチェリー101号
債務者　大森　則子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６２号
埼玉県上尾市柏座２丁目４番28号　エリア赤熊702
債務者　江島　　在
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
埼玉県上尾市中妻４丁目24番地１　プレジオ大澤Ａ―103、旧住所埼玉県上尾市大字上尾下686番地10
債務者　岡田　耕司
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
埼玉県上尾市中妻４丁目24番地１　プレジオ大澤Ａ―103、旧住所埼玉県上尾市大字上尾下686番地10
債務者　岡田　公重
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
さいたま市浦和区大東１丁目39番６号、旧住所さいたま市浦和区仲町２丁目17番10号　柳田ビル４Ｆ
債務者　岩間　敏彦
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
埼玉県加須市土手２丁目９番２号　カクタプラザＤ棟
債務者　三井　昌美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
さいたま市北区日進町１丁目729番地４　グランデュール日進102
債務者　市川　美穂（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係